資料８－(1)

FAO / WHO 合同食品規格計画第 26 回栄養・特殊用途食品部会

日時　：　2004 年 11 月 1 日（月）～11 月 5 日（金）
場所　：　ボン（ドイツ）

仮議題

１．	議題の採択
２．	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
３．	栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件素案（Part B：食物繊維含有量について（ステップ７））
	より包括的な定義とそれに関する分析方法についての提案
４．	ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン案（ステップ７）
	表示を目的とした栄養素参照量の追加及び改正案についての報告
５．(a)	乳児用調整粉乳の改正規格案（ステップ７）
(b)	［乳児用調製粉乳［及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳］の改正規格素案］ Section B：特殊な医療を目的とした調製粉乳（ステップ４）
６．	乳児及び年少幼児の穀物を主原料とする加工食品の改正規格案（ステップ７）
７．	乳幼児用食品の特別用途食品に使用される無機塩及びビタミン配合物の助言リストの改正素案（ステップ４）
８．	健康強調表示の科学的根拠についての勧告素案（ステップ４）
９．	栄養及び特殊用途食品部会へのリスク分析の適用に関する討議資料
１０．	トランス脂肪酸の定義についての討議資料
１１．	その他の業務及び今後の作業
１２．	次回の開催日時及び開催場所
１３．	報告書の採択

資料８－(2)

第26回栄養及び特殊用途食品部会（CCNFSDU）の検討議題

日時　：　2004年11月1日（月）～11月5日（金）
場所　：　ボン（ドイツ）

主要議題の検討内容

（１）栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件素案（Part B：食物繊維含有量について）（ステップ７）
より包括的な定義とそれに関する分析方法についての提案

「食物繊維を含む」「食物繊維豊富」（食品表示部会の業務である「栄養強調表示のガイドライン」において栄養素含有量強調表示が定義されている）の旨を表示できる食物繊維の含有量条件を設定するために、食物繊維の定義と測定方法について検討される。
【論点】食物繊維の定義に動物由来の食物繊維を（キチン、キトサン、乳由来のガラクトオリゴ糖等）含めるか否か及び含有量基準の検討。

（２）ビタミン及びミネラル補助食品のガイドライン案（ステップ７）
表示を目的とした栄養素参照量（ＮＲＶ）の追加及び改正案についての報告

ビタミン及びミネラル補助食品の定義・条件（成分・ＮＲＶに対する表示）について検討される。
【論点】ビタミン及びミネラルに含有するビタミン・ミネラルの成分（天然あるいは合成のもの）やＮＲＶの作業手順の検討。

（３）(a) 乳児用調整粉乳の改正規格案（ステップ７）
(b) [乳児用調製粉乳［及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳］の改正規格素案]
Section Ｂ：特殊な医療を目的とした調製粉乳（ステップ４）

乳児用調製粉乳及び乳児への特殊な医療を目的とした調製粉乳の定義・条件（成分、表示）について検討される。
【論点】乳児への特殊な医療を目的とした調製粉乳の定義について検討。

（４）乳幼児用食品の特別用途食品に使用される無機塩及びビタミン配合物の助言リストの改正素案（ステップ４）

乳児用食品の栄養強化目的で使用されるミネラル塩及びビタミン配合物のリストについて見直しをする。

（５）乳児及び年少幼児の穀物を主原料とする加工食品の改正規格案（ステップ７）

乳児及び年少幼児の穀物を主原料とする加工食品（離乳食）の定義・条件（表示・栄養成分）について見直される。
【論点】前回に続き、ナトリウムやビタミンＢ１の基準値について議論される。

（６）健康強調表示の科学的根拠についての勧告素案（ステップ４）

健康強調表示は、栄養素及びその他の成分と健康状態の関係について述べた表示である。
健康強調表示の強調表示された効果の科学的根拠は質の高いものである。根拠の裏付けとなる指標やその妥当性を科学的に証明される条件について検討される。